

# 仕様書

## 1 業務の目的

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行（令和2年4月1日）により、児童福祉法第12条には「児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと、その他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。」と規定されている。

児童相談所・一時保護所の第三者評価は、その評価を通じて「機能しているところ」や「改善すべきところ」等を確認するとともに、評価結果を踏まえ、ソーシャルワークの在り方や必要な職員配置及び関係機関との連携等の見直し、改善等により、児童相談所・一時保護所の適切な運営に繋げていくことを目的とするものである。

## 2 委託業務名

千葉市東部・西部児童相談所及び一時保護所に係る第三者評価業務委託

## 3 評価対象

### (1) 東部児童相談所

所在地：千葉市美浜区高浜3丁目2番3号

職員数：（令和5年4月1日現在）72名（内、会計年度任用職員14名）

### (2) 西部児童相談所

所在地：同上（東部児童相談所と同一建物内）

職員数：（令和5年4月1日現在）64名（内、会計年度任用職員18名）

### (3) 一時保護所

所在地：同上（東部児童相談所と同一建物内）

職員数：（令和5年4月1日現在）38名（内、会計年度任用職員9名）

## 4 委託期間

契約締結日から令和6年3月19日まで

## 5 評価業務実施に係る基本的事項等

### (1) 基本事項

ア 受注者は、評価対象である「児童相談所」及び「一時保護所」（以下、「児童相談所等」という。）の目的、性格、役割、関係法令等を理解し、児童相談所の来所者や一時保護所に保護された児童（以下「保護児童」という。）の人権や心情等を十分に配慮した上、評価業務を実施すること。

イ 受注者は、評価業務を遂行するために、評価対象である児童相談所等（保護児童を含む）に対して、評価制度の趣旨、目的、内容等を丁寧かつ慎重に説明すること。

また、発注者は受注者からの求めに応じて、受注者に対して、説明する機会の提供及び確保に努めなければならない。

## (2) 実施体制

### ア 受注者（評価機関）

受注者は、全国推進組織が認証した評価機関もしくは都道府県が認証した評価機関とし、児童相談所等の第三者評価を実施した実績を有する機関とする。

### イ 評価者（第三者評価の実施者）の体制

評価者は、児童相談所長や課長等として3年以上の実務経験がある者等、児童相談所等業務に精通している者であり、児童相談所等の第三者評価の評価員としての経験がある者とし、発注者と協議のうえ、決定すること。

### ウ 管理責任者

管理責任者は、各業務の進捗管理、受注者や評価対象である児童相談所等との調整等、本委託が円滑に実施できるよう、その責任を担うものとする。

### エ その他

受注者は、評価者及び管理責任者を選定し、契約締結後速やかに名簿を受注者に提出すること。

## (3) 打ち合わせの方法等

### ア 事前打ち合わせ

受注者は、本契約締結後2週間以内に打ち合わせを実施すること。事前打ち合わせには、管理責任者及び評価者が参加すること。

当該打ち合わせの内容は、次のとおりとする。

#### (ア) 発注者から

本委託のねらい、受注者への留意事項、評価対象である児童相談所等にかかる説明等

#### (イ) 受注者から

第三者評価への取組姿勢、評価の具体的な実施手法・手順、スケジュール案、評価結果報告イメージの説明等

### イ 職員説明

受注者は、「ア 事前打ち合わせ」の後、速やかに評価対象である児童相談所等において、所属する職員に対し、第三者評価の概要、スケジュール、職員が対応する事項、職員のアンケート回答方法等について、説明会を開催すること。

## (4) 必要な資料等

ア 受注者が評価業務を実施するのに際し、発注者が保有する資料等が必要な場合は、一覧等を作成するとともに、発注者に申し出た上で協議するものとする。

イ 発注者は、協議内容を十分に検討し、可能な限り貸与する。この場合、発注者及び受注者は貸出簿等を作成し、相互に適切な管理を行った上で貸与するものとする。

ウ 受注者は、貸与された資料等について、貸与期間中はその取扱い及び保管については、十分に注意し、業務完了後に双方で貸出簿等により確認を行い返却すること。

エ アからウに規定する資料の貸与については、保護児童の個人情報については、理由の有無に関わらず貸与しないものとする。

## 6 評価項目・評価基準

評価項目・評価基準については、平成30年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業一時保護の第三者評価に関する研究」の報告書「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)」及び、令和2年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業児童相談所の第三者評価に関する調査研究」の報告書「児童相談所における第三者評価ガイドライン(案)」(以下、「第三者評価ガイドライン(案)等」という。)を基本とする。

また、他自治体が実施した児童相談所等の第三者評価(本業務委託と類似するものに限る)において、参考となるものがある場合は、発注者と受注者が協議の上、評価項目・評価基準を決定するものとする。(「7 評価の方法」においても同様とする。)

## 7 評価の方法

受注者が実施する評価方法については、第三者評価ガイドライン(案)等を基本とし、次のとおりとする。

また「児童相談所」と「一時保護所」の評価項目について、その内容が重複する場合は、受注者は発注者の負担軽減のため、その一方を省略する等、発注者に提案し、協議の上、決定することとする。

なお、アンケート及びヒアリングを実施するにあたっては、事前に対象者に対して、趣旨、目的、内容等を十分に説明すること。

- (1) 児童相談所等職員による自己評価の実施、取りまとめ
- (2) (1)の結果を踏まえ、児童相談所等としての総合評価の実施、取りまとめ
- (3) 職種、職位、経験年数等を勘案し選出した児童相談所等職員へのヒアリング
- (4) 次の者(\*1)を対象としたアンケート実施、取りまとめ
  - ・一時保護所に入所中の児童
  - ・発注者が指定する期間に通所または家庭訪問を実施した在宅支援中の児童(郵送回答方式)
  - ・児童相談所が施設措置、里親に委託している児童(郵送回答方式)
- (5) 一時保護所に入所中の児童へのインタビューの実施
- (6) 児童相談所の管轄区域内の児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等)、里親へのアンケート実施、取りまとめ
- (7) (1)～(6)及び貸与された資料の分析
- (8) その他、必要と認められる方法については、第三者評価ガイドライン(案)等を参考とし、発注者と受注者とが協議し、決定する。

\*1…令和5年4月1日時点で小学校1年生以上の者に限る。

## 8 評価報告書の報告

受注者は、評価対象である児童相談所等において、所属する職員に対して、「7 評価方法」により得られた結果や、課題、改善方法及び評価結果などについて報告を行うものとし、必ず評価対象である児童相談所等の理解を得ること。

## 9 評価報告書等の提出

受注者は、委託期間終了日までに、評価対象である児童相談所等それぞれの「評価報告書（紙媒体4部、電子媒体1組）」及び本委託において使用した資料等を発注者に提出しなければならない。なお、提出を受けた成果物については、発注者の権利に帰属するものとする。

## 10 評価者の禁止行為

- (1) 発注者（評価対象である児童相談所等を含む）から本委託料とは別に金品を受け取ること。
- (2) 発注者（評価対象である児童相談所等を含む）又は利用者等に対する宗教活動、政治活動、その他迷惑行為。

## 11 守秘義務

受注者は、本契約締結と同時に「第三者評価における機密保持についての誓約書」を発注者に提出すること。

## 12 受注者の責任

受注者が、本委託の実施につき、発注者又は第三者に及ぼした損害（天変地異及びその他受注者の責に帰することのできない事由によるものを除く）については、受注者がその責を負う。

## 13 費用

業務の履行に要する費用は全て、本委託料に含まれるが、受注者が児童相談所等で実施するヒアリング等において、給食を必要とする場合は実費を徴収する。

## 14 支払方法

本委託料は、検査合格後、受注者の書面による請求に基づき一括で支払うものとする。

## 15 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。